

「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」改正の背景について

1. 国（原子力規制委員会）の動き

平成25年6月5日 原子力災害対策指針の改正

○ 緊急時モニタリングの在り方

- ・ 国が統括して、国・地方自治体（京都府・福井県・滋賀県）・原子力事業者（関西電力（株））により、緊急時モニタリングセンターを設置
- ・ 緊急時モニタリング実施計画により、緊急時モニタリングを実施
- ・ 緊急時モニタリングセンターにおいて、モニタリング結果の妥当性を判断した後、国で集約し、一元的に解析・評価を行い、OILによる防護措置の判断に活用

○ 安定ヨウ素剤の配付・服用

- P A Z 内：住民に対し医師による説明会（服用目的、保管方法、副作用等）を開催
調査票や問診等により、禁忌者・アレルギーの有無を把握
必要量のみを事前配布し、3年（使用期限）ごとに再配布
原子力緊急事態宣言発出時に原子力規制委員会が服用を判断し、服用指示
- P A Z 外：住民等が避難する際に、原則として医師の関与の下で説明書とともに配付
災害の状況により、原子力規制委員会が服用を判断し、服用指示

平成25年9月5日 原子力災害対策指針の改正

○ 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

- ・ 各発電用原子炉の特性及び立地特性の状況に応じたEALの枠組みを明記（修正）
- ・ 原子力事業者は、指針のEALの枠組みに基づき、原子炉の特性及び立地状況に応じたEALの設定を検討のうえ、防災業務計画に反映して原子力規制委員会へ届出
※12月19日 関西電力（株）から規制委員会へ大飯発電所防災業務計画（改正版）を届出
- ・ 原子力規制委員会は必要に応じて、計画の修正を指示

平成25年9月6日 原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則の公布（12月1日施行）

○ 原子力事業者の通報の基準における放射線量の検出方法の変更

- ・ 検出された継続時間等に関わらず、放射線量が基準を超えた場合は直ちに原子力規制委員会に通報することとする。
ただし、落雷の時に検出された場合等については、検出されなかったものとみなす。

○ 国の原子力緊急事態宣言の基準となる放射線量の変更

- ・ 1時間当たり500マイクロシーベルト → 1時間当たり5マイクロシーベルト

平成25年9月12日 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部改正する規則の公布（12月1日施行）

- 原災法第10条に基づく通報の判断基準及び同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準となる事象を変更
 - ・ 3ページの新旧対照表のとおり変更
- 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力防災業務計画等に関する省令の一部を改正する。
省令を命令に改正し、原子力事業者が作成する防災業務計画に定める事項を追加
 - ・ 警戒事態が発生した際に原子力規制委員会と連携して原子力事業者が行う措置
 - ・ 安全上重要な構築物、系統又は機器を設置する位置及びこれら機器等の一覧等

2. 京都府の動き

平成25年7月23日 京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策編）を改正

- 主な改正事項
 - ・ 緊急時における判断及び防護措置実施基準（EAL・OIL）及び防護措置
 - ・ 緊急時モニタリングの在り方
 - ・ 安定ヨウ素剤の配付・服用 等

3. 京都市地域防災計画（原子力災害対策編）の改正 【今回】

- 国（指針及び関係政令等の改正）及び京都府（地域防災計画の改正）、関西電力㈱（大飯発電所防災業務計画の修正）の対応を踏まえて、計画を改正
- 主な改正（修正）事項
 - ・ 緊急時における緊急事態区分及びその判断基準（EAL）の変更
 - ・ 情報収集事態及び緊急事態に応じた本市の警戒体制の修正
 - ・ 緊急時モニタリングへの協力体制の整備
 - ・ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 等

【新旧対照表】加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

	旧	新
原 災 法 第 1 0 条 に 基 づ く 通 報 の 判 断 基 準 （ 令 第 4 条 第 4 項 第 5 号 に 基 づ き 定 める事象）	①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
原 災 法 第 1 5 条 に 基 づ く 緊 急 事 態 宣 言 の 判 断 基 準 （ 令 第 6 条 第 4 項 第 4 号 に 基 づ き 定 める事象）	①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。	①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

